

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 349

2022, 3, 9

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・会計年度任用職員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

コロナ禍が続く1年、活動へのご支援ありがとうございました

2021年度も学年末を迎えました。この1年間どのようにお過ごしになられたでしょうか。

コロナ禍によって急速に推し進められた「ICTを活用した教育」「GIGAスクール構想」により、学習方法も授業形態も変化してきました。しかし、リモート授業の実施など、教職員の働き方に問題点を及ぼす部分も出てきました。

学校での学習、行事、生活はこの2年間ずっと制限され続けられていますが、昨年夏、コロナ第5波の真最中にパラリンピックの学校連携観戦が強行されました。子どもと教職員の健康・安全を顧みず、むりやり観戦を推し進めた都教委の姿勢は糾弾されるべきです。

コロナ第6波は、収束はまだ見通せませんが、再任用・会計年度任用職員部の皆さん、1年間ご苦労様でした。部の活動へのご支援ありがとうございました。

「ロシアはウクライナの侵攻をやめろ！原発を攻撃するな！」

さようなら原発緊急行動に参加して

江戸川 飛田 邦子

3月5日（土）、代々木公園・けやき並木園路で「さようなら原発緊急行動」が開催されました。緊急だったにも関わらず500名が参加。日教組や東京教組、各支部、他労組の旗も高く掲げられ、大変力強く感じました。11時から前段集会が行われ、11時半にはロシア軍のウクライナからの即時撤退を求めるデモ行進に出発しました。前段集会で衝撃的だったのが「稼働中の原発への攻撃・破壊はただちに核戦争となる」（原子力資料情報室高野さん）という指摘でした。ミサイルが誤って撃ち込まれる場合も想定されると聞き、何としても侵攻を止めねばと痛感しました。スピーチで印象的だったところを紹介します。



さようなら原発・デモ出発前の集会 3月5日

■鎌田慧さん（共同代表）

核・原発を認めないと訴えてきた。ロシア軍が原発を占拠している。プーチンはNATOに脅威を感じてウクライナに侵攻した。プーチンに反対を突き付けて、攻撃を戦争をやめさせよう。核のない社会を実現しよう！

■高野聡さん（原子力資料情報室）

戦時下の原発について。ロシア軍がチェルノブイリを攻撃したニュースに脅威を感じたが、運転中の原発はその比ではない。ウクライナには15基の原発があり、今回占拠されたザポリ

ージャ原発は出力 100 万キロワット級でヨーロッパ最大、世界 10 位の規模。戦闘により施設内で火災が起き、負傷者も出た。攻撃されたらチェルノブイリの 10 倍の被害をもたらす核戦争となる。核兵器がなくとも原発があれば、核戦争となることを教訓として学ばなければならない。戦争に反対するロシア人と連帯して、ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める。

■向井雪子さん（チェルノブイリ子ども基金）

ウクライナからの避難民の受け入れについて問い合わせが来ている。ベラルーシの支援をしてきたが、制裁を受けている。どうしたら支援が届くのか対策を練っている。必死に生きる人々を救いたい。ロシアの市民にも罪はない。

■藤本泰成さん（戦争をさせない 1000 人委員会）

権力者は戦争に行かない。安倍元首相は行かない。戦争に行くのは罪のない市民の私たち。それが戦争。「国を守る」「核兵器がなければ国を守れない」と言う人がいるが、戦争になったら、真っ先に駆り出されるのは私たちだ。自民党は憲法 9 条を変えて、個人を尊重せず、十把一絡げにして戦争に送ろうとしている。ロシアで命がけで戦争に反対している人と共に、ロシアのウクライナ侵攻を止めさせよう。

緊急行動に参加して、ロシアのウクライナ侵攻を止めるまで、戦争に反対する人たちと力を合わせて行動していきたいという思いを強くしました。

65歳で再任用を退職される皆さんへ

新しい一歩へ 健康で豊かな生活を

年度末で 65 歳を迎える方は、再任用を退職になります。再任用を退職後、非常勤教員や時間講師などの仕事を続けられる方もいらっしゃるでしょう。

65 歳を区切りに完全に退職されると、制度についての変更があります。主な点をまとめました。複数の選択肢がある場合は、今後の皆さんの生活に照らし、有効なものを選択しましょう。

◎退職時に受け取る重要証明書等

* 「被保険者資格喪失届」

各所属で 4 月に入ってから受け取ります。

あらかじめ事務の方に話しておく方がよいでしょう。

* 「雇用保険被保険者離職票」

離職後、所属を通じて、本人に送られてきます。

◎退職に伴う手続き

1. 社会保険関係

(1) 医療制度及び手続き

再任用フル（公立学校共済組合）・再任用短時間および非常勤教員（協会けんぽ）の身分で退職した場合は、退職と同時に健康保険証は返却しなければなりません。退職の翌日から、公立学校共済組合や協会けんぽの任意継続か、新たに何らかの健康保険に加入する必要があります。

◎次のいずれか一つの医療保険制度に加入します。

1. 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。加入期間は2年間。
2. 協会けんぽの任意継続被保険者として加入する。2年間のみ有効
3. 国民健康保険に加入する。(退職してから14日以内に手続き)

※共済組合、協会けんぽの任意継続保険にするか、国民健康保険にするかの判断にあたっては、昨年度の収入証明のできるもの(確定申告書)などを持って、居住の区市役所国民健康係に行き、共済組合、協会けんぽと国民健康保険で保険料2年分を比べてみてください。

4. 家族の健康保険の被保険者になる。(退職後家族の勤務先を通じて手続き)
5. 新たな就職先の健康保険に加入する。(手続きは就職先を通して行う)

(2) 年金

65歳になると、退職共済年金(特別)及び老齢厚生年金(特別)の受給権が消滅し、老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)と老齢基礎年金の受給権が発生します。65歳以降の年金を受給するためには、請求手続きが必要になります。誕生月の3か月前(偶数付き生まれの方は4か月前)に、年金請求書(老齢厚生年金)と老齢基礎年金の請求に関する書類は、既に提出済みのことと思います。

65歳で老齢厚生年金の請求を行わず、66歳以降に繰り下げの申し出をしたときは、繰り下げた期間に応じて加算した額を受給することができます。この場合、65歳から繰り下げの申出をされるまでの間の年金の支給はありません。

なお、今年1月、厚生労働省は来年度の年金の支給額を今年度よりも0.4%引き下げると発表しました。4月から実施され、6月に受け取る年金から減額されます。平均的な引き下げ額は、国民年金が259円、厚生年金が903円です。過去3年間(2018~2020年)の名目賃金は0.4%減で、昨年物価は0.2%減でしたが、低い方に合わせて決められるため、年金は0.4%減となります。年金は、昨年も0.1%減でした。現役世代の賃金上昇がなければ、年金の目減りにも歯止めがかかりません。

また、4月から年金制度も一部変わります。

①被用者保険における適用範囲の拡大

短時間労働者(年収が130万円未満)にも公的年金や健康保険が適用。公的職場の臨時、非常勤職員も対象。

②在職中における年金受給の仕組みの見直し

「在職定時改定」が新設。65歳以上で働いている人の年金額を、毎年10月に改定し、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実が図られます。

③受給開始時期における選択肢の拡大。

公的年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、受給開始が60歳から75歳の間で選べるようになります。繰り上げ受給は月0.4%減(60歳からの受給で24%減)、繰り下げ受給は月0.7%の増(75歳からの受給で84%増)になりました。

受け取り開始を何歳にするかは、各自の判断によります。

(3) 雇用保険

①. 雇用保険受給資格

次の3点を満たしていること

- ア.被保険者期間が離職の日以前2年間に月11日以上勤務した月が12ヶ月以上あること
 イ.就職する意思と能力があること
 ウ.公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みをし、失業の認定を受けていること（休職中は、4週間に1回公共職業安定所に出向く必要があります。）
 （65歳以上で離職すると、一括支給のため ウ、の項目は該当しません。）

②. 受給するときの手続き

離職後、旧所属所から4月中頃「離職票」が送られてきます。必要書類を持参して住居地を管轄する職業安定所に行き、手続きします。（再任用職員で離職する場合も「一般被保険者」となり、給付の対象になります。）

- 必要書類**
- ・雇用保険被保険者離職票1、及び2。（所属職場で交付）
 - ・雇用保険被保険者証（紛失した場合は、ハローワークで再発行手続き）
 - ・印鑑
 - ・本人確認、年齢、住所の確認できる写真付の書類
 - ・写真2枚（3cm×2.5cm、上半身）
 - ・本人名義の普通預金通帳

③. 失業給付の受給について

ア.失業給付の求職者給付を受けられるのは、65歳未満で離職の場合、給付日数が90日分です。「高年齢求職者給付金」を受け取ると、その分、年金が支給停止されることとなります。失業給付の額と退職共済年金の額を比較検討して手続きをしてください。

（平成10年4月1日以降、受給権の発生した場合、65歳未満は「退職共済年金」「特別支給の老齢厚生年金」を受給していると、併給調整が行われます。「退職共済年金」の職域年金相当部分を除いた額、及び「特別支給の老齢厚生年金」の全額が支給停止。）

再就職した場合は、手続きが異なります。

65才以上で離職すると「高年齢継続被保険者」となり、「給付金」（一時金）50日分となります。

*不明な点はハローワークでお尋ね下さい

2. 東京都人材支援事業団退職会員制度、東京都教職員互助会賛助会員

(1) 人材支援事業団退職会員については申込用紙がすでに職場に届いています。詳しくは「いぶき」をご覧ください。

(2) 互助会賛助会員については互助会にお問い合わせ下さい。

会報「ふれあい」などを参考にするのもよいでしょう。

※東京都教職員互助会で「ふれあいシニアサポーター」を実施しています。退職教職員を対象に学校・地域等での活動支援（ボランティア）となっています。（都教委が平成21年度から開始。

「退職教職員ボランティア活用事業」互助会の受託事業）

新年度 各地区の常任委員選出の準備をお願いします。

<今後の予定>

3月末 15:30～東京教組専門部都教委要請（再任用・会計年度任用職員部も参加予定）

都庁 東京都教育委員会

4月20日（水）15:00～ 2022年度第1回再任用・会計年度任用職員部会

東京教組会議室